

西尾市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、西尾市の建築物における木材の利用の促進に向けた基本的な考え方を定める。

2 基本的事項

(1) 市の取組姿勢

市は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、市は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、県産木材、地域材（近隣県で生産された木材をいう。以下同じ。）及び国産材の利用を働きかけるよう努める。

(2) 木材利用の普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日及び10月の木材利用促進月間を中心に各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組む。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 市は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

イ 市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

ウ 市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。また、協定に定められた方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に関わる技術的な情報提供を行うとともに取組状況を情報発信する。

3 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図る。

4 公共建築物等における木材利用に関する目標

(1) 公共建築物の木造化

市が整備する公共建築物のうち木材の利用を促進すべき公共建築物においては、次に掲げる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

ア 進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及が困難で木造化の計画が困難である場合

イ 木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえると木造化の計画が困難である場合

イ 施設の設置基準、施設の用途、安全性及び緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合

(2) 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り推進する。

5 その他木材の利用の促進に必要な事項

(1) 公共建築物における木材の利用の促進

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）、消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

(2) 県産木材等の利用

木造化及び木質化にあたっては、愛知県、建築関係団体及び木材産業関係団体と連携し、県産木材及び地域材の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。